

# 香川高等専門学校図書館文献複写規程

平成 22 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校図書館が受託する文献複写は、校内の依頼でその経費を移算するものを除き、この規程の定めるところによる。

(文献複写の原則)

第 2 条 前条の文献等の複写は、教育、又は研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。

(文献複写の範囲)

第 3 条 この規程で定める文献複写の範囲は、香川高等専門学校図書館が所蔵する図書館資料のうち、閲覧室及び書庫に所蔵しているものに限り、複写依頼を受託して行う文献複写とする。

(申込手続)

第 4 条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書に必要事項を記入の上、図書館事務室に申し込み、所属するキャンパスの図書館長の承認を得なければならない。

(料金の納入)

第 5 条 前条により承認を得た者は、別表の文献複写料金表に定める文献複写料金を前納しなければならない。ただし、次の各号に掲げる機関等の場合は、この限りでない。

- 一 国立情報学研究所の ILL 文献複写料金相殺サービスの利用機関
- 二 別途申請があり、文献複写料金の後納を許可した機関又は団体
- 2 前項第 2 号に基づく文献複写料金の後納の取り扱いについては、別に定める。
- 3 文献複写料金の納付に係る送料及び手数料等は、依頼者が負担するものとする。
- 4 一旦納付した料金は、いかなる理由があつても返還しない。

(禁止事項)

第 6 条 次の各号に掲げる文献複写の申し込みには、応じられない。

- 一 文献複写の禁止を定めたもの
- 二 著作権の侵害となるおそれのあるもの
- 三 特に時間を要し、他の業務に支障を生ずるおそれのあるもの

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、文献複写の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

別表

文 献 複 写 料 金 表

方 式	単 位	金 額	備 考
電子式複 写方式	1 枚	校内 20円	1 大きさは、A3版とし、A3版以下でも同一料金とする。 2 複写のために要する送料、手数料等は依頼者の負担とする。
		校外 35円	

備考

校内とは、本校職員及び学生のうち私費支弁により文献複写を依頼する者をいい校外とは、校内以外の者をいう。